

# 令和8年度 施設等利用費の請求について

施設へ利用料をお支払いいただき、以下の流れで益城町へ請求書類をご提出ください。

## ●償還払いの手続きについて

償還払いは、下記のとおり3カ月ごとに行います。

月分	請求書提出期限	振込予定日
4月～6月分	令和8年7月21日まで	令和8年8月10日
7月～9月分	令和8年10月20日まで	令和8年11月10日
10月～12月分	令和9年1月20日まで	令和9年2月10日
1月～3月分	令和9年4月20日まで	令和9年5月10日

①それぞれの提出期限までに、次の書類を益城町役場こども未来課へご提出ください。

提出期限に間に合わなかった場合には、次回の振込日に振込をいたします。

・施設等利用費請求書（償還払い用）

・領収書

・提供証明書

・振込口座の通帳のコピー（初回申請時または、振込指定口座変更時）



◀請求書の様式は、こちらからダウンロードまたは窓口にてお求めください。

②対象施設の利用料を上限の範囲内で指定された口座へ振り込みます。

事前の連絡はありませんので、通帳にてご確認ください。

## ●無償化の上限について

(R8. 3. 31 現在)

幼稚園の預かり保育	3～5歳児クラス	月額11,300円まで（450円×利用日数）
	満3歳児	月額16,300円まで（450円×利用日数）※
認可外保育施設、病児保育、ファミサポ <sup>®</sup> など（それぞれの利用料をまとめて）	3～5歳児クラス	月額37,000円まで
	0～2歳児クラス	月額42,000円まで ※

※非課税世帯のみ

問い合わせ先

益城町役場 こども未来課 保育係 TEL096-286-3117（直通）